

## 2023 年度学校法人東京神学大学ガバナンス・コード適合状況

記載事項	記載欄
情報基準日	2024 年 3 月 31 日
法人名	学校法人東京神学大学
法人の長の氏名	藤掛 順一
問い合わせ先	総務課 TEL : 0422-32-4185 MAIL : tuts@tuts.ac.jp
URL	<a href="https://www.tuts.ac.jp/">https://www.tuts.ac.jp/</a>

### 【本報告書に関する理事会の確認状況】

記載事項	記載欄
理事会による確認	2024 年 9 月 9 日 常務理事会で承認

【適合状況評価基準】 ○遵守できている △一部遵守できている ×遵守できていない

### 【ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	適合状況	解 説
<b>第 1 章 私立大学の自主性・自立性（特色ある運営）の尊重</b>		
1-1 建学の精神	○	建学の精神を明示し、内外に周知している。 事業計画、事業報告、大学の沿革と組織、自己点検・評価報告書、ホームページ、入学案内書・学生募集要項に記載して、広く社会に公表している。

1-2 教育と研究の 目的 (私立大学の使命)	○	<p>学校教育法第 83 条及び東京神学大学学則第 3 条に定められた教育目的、及び研究目的を達成するため、教育・研究活動を実施している。</p> <p>法人・大学の中期計画（5 年）を策定し、これに基づき、各年度の事業計画を作成し、実施し、振り返り、事業報告書を作成し、常務理事会、定期理事会、定期評議員会で報告している。</p>
-------------------------------	---	--

第 2 章 安定性・継続性		
2-1 理事会	○	<p>学校法人東京神学大学寄附行為第 9 条から 11 条及び諸規則、ガバナンス・コードに則り、適正に運営している。</p>
2-2 理事	○	<p>学校法人東京神学大学寄附行為に則り、その責務を忠実に果たしている。</p>
2-3 監事	○	<p>学校法人東京神学大学寄附行為第 19 条に則り、その職務を忠実に果たし、定期理事会、定期評議員会に出席し、意見を述べている。</p>
2-4 評議員会	○	<p>学校法人東京神学大学寄附行為第 25 条から第 31 条及び諸規則、ガバナンス・コードに則り、その責務を忠実に果たしている。</p>
2-5 評議員	○	<p>学校法人東京神学大学寄附行為第 21 条から第 24 条に則り、その責務を忠実に果たしている。</p>

第 3 章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）		
3-1 学長	○	<p>学長は学校法人寄附行為施行細則第 10 条、東京神学大学学則第 3 条、第 24 条により教学目的を達成するために、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、教育職員を統括している。</p>
3-2 教授会	○	<p>東京神学大学学則第 27 条、東京神学大学教授会規則及びその他諸規則に則り、適正に運営している。</p>

第4章 公共性・信頼性（ステークスホルダーとの関係）		
4-1 学生に対して	○	履修の手引き、学生募集要項、ホームページで3つの方針（ポリシー）を明確に示し、入学から卒業に至るまでの学修と研究の道筋を具体的に示している。
4-2 教職員に対して	○	各種委員会は基本的に教員と職員で構成され教職協働で活動している。 教員は、FD委員会を中心に教育研究活動の推進のため、特別教授会等でFD活動を行っている。 職員は、2023年度にSD規程を制定した。毎月初めの金曜日に事務連絡会で学長の講話により、東京神学大学事務職員としての意識を高めている。個人の職務上の自己啓発のための研修会に積極的に参加している。
4-3 社会に対して	○	公益財団法人大学基準協会の認証評価を2019年度に受審し、「適合」の評価を得ている。教会に仕え、教会やキリスト教学校等に奉仕することを使命とし、教会のための神学教育研究に努めている。
4-4 危機管理及び法令遵守	△	人権侵害防止対策規程、研究倫理規程、公益通報に関する規程、コンプライアンス基本方針に則り、教員には、特別教授会で毎年度、学長が研修を実施している。 職員には、今後、事務連絡会等で危機管理に関する取り組みを推進していく。 2024年度に内部統制システム整備による諸規程の整備において、危機管理規程の制定を検討する。
第5章 透明性の確保（情報公開）		
5-1 情報公開の充実	○	ホームページで教育情報と財務情報を公表し、大学報で財務情報を財務理事の説明文により公表している。 情報の公開に関しては、学校法人寄附行為第46条第2項、ガバナンス・コード第5章に規定している。また、2023年度11月に学校法人東京神学大学情報公開規程（旧情報公開に関する内規）を制定し遵守項目のとおり実施している。